



平成 2 8 年 第 2 回
本別町議会臨時会会議録

自 平成 2 8 年 4 月 2 8 日
至 平成 2 8 年 4 月 2 8 日

本 別 町 議 会

平成28年本別町議会第2回臨時会会議録

平成28年4月28日(木曜日) 午前10時00分開会

議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	承認第 3号	専決処分の承認を求める件(本別町税条例等の一部改正)
日程第 5	議案第 38号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6		議員派遣の件

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	承認第 3号	専決処分の承認を求める件(本別町税条例等の一部改正)
日程第 5	議案第 38号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6		議員派遣の件

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
総務課長	大和田収君	農林課長	菊地敦君
保健福祉課長	村本信幸君	地域包括支援センター所長	飯山明美君
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	大橋堅次君
建設水道課長	大槻康有君	企画振興課長	高橋哲也君

老人ホーム所長	井戸川	一	美	君	国保病院事務長	藤野	和	幸	君
総務課主幹	小坂	祐	司	君	総務課長補佐	三品	正	哉	君
建設水道課長補佐	小出	勝	栄	君	教 育 長	中野	博	文	君
教 育 次 長	佐々木	基	裕	君	社会教育課長	阿部	秀	幸	君
学校給食共同調理場所長	久保	良	一	君	農委事務局長	郡	弘	幸	君
代表監査委員	畑山	一	洋	君	選管事務局長	大和田		収	君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢	正	樹	君	総務担当副主査	塚谷	直	人	君
------	----	---	---	---	---------	----	---	---	---

開会宣告（午前10時02分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成28年第2回本別町議会臨時会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、大住啓一君、及び藤田直美君を指名します。

日程第2 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第3 諸般の報告を行います

報告第4号専決処分報告。平成28年度本別町一般会計補正予算（第1回）について、報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第4号専決処分報告。平成28年度本別町一般会計補正予算（第1回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,961万円とする内容であります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入であります。16款1項1目寄付金4節教育費寄付金10万円の増額補正は、図

書購入として、JA本別町女性部資源ゴミ回収ボランティア美助人様からの指定寄付金でございます。

次の歳出であります。10款教育費4項社会教育費3目図書館費18節備品購入費10万円の補正は、寄付者の意向により図書館用図書を購入するものであります。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から平成28年2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第3号

議長（方川一郎君） 日程第4 承認第3号専決処分の承認を求める件（本別町税条例等の一部改正）についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 承認第3号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

本別町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定によって、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

はじめに、改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法の改正を受けて行うもので、改正条文は3条建てとなっております。

まず、第1条の本別町税条例の一部改正ですが、改正文4行目の第56条の改正部分は、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したもので、地方税法348条第2項第16号に規定する固定資産が非課税の適用範囲に追加されたものです。追加された内容につきましては、療養施設、健康診断施設、リハビリテーション施設、被災労働者に係る納骨堂の業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの、括弧としまして、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限るとされております。

続きまして、8行目の第59条の改正部分は、ただいま申し上げました非課税の適用を受けていた固定資産のうち、固定資産の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者の申告について規定したもので、先ほどの地方税法348条第2項第16号に規定する固定資産を条文の中に追加したものでございます。

続きまして、9行目の附則第10条の2第4項の改正部分は、固定資産税の課税標準に関する読替え規定で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置

法に基づき、再生可能エネルギーを電気に変換する設備及びその附属設備のうち、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等で平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する課税標準は、当該設備に対して新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り軽減をする規定を定めたもので、次の5項を追加するものです。

5項は太陽光、6項は風力による設備で、これらについては課税標準を3分の2に、7項は水力、8項は地熱、9項はバイオマスによる設備で、課税標準を2分の1とする規定を追加したものでございます。

その下の行、附則第10条の3第8項第5号の改正部分は、平成20年の税制改正において、家庭部門におけるC2排出抑制促進のため熱損失防止改修工事促進税制が創設され、平成30年3月31日までに省エネ改修工事を行った場合、工事が完了した年の翌年度に限り、対象床面積120平方メートル相当分まで固定資産税を3分の1減額するもので、工事完了から3カ月以内に申告することとされております。今回の改正部分は、申告に必要な添付書類のうち、改修工事に要した費用を証する書類に、地方税法施行令附則第12条第36項に規定する補助金等を証する書類を加えたものでございます。

次に、第2条の本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正ですが、平成27年に議決をいただきました条例第18号について、町たばこ税に関する経過措置について、この度の地方税法の改正を受け、規定の整備を行ったものでございます。

次に、第3条の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正ですが、本附則の規定につきましては、新行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日施行としておりますが、審査請求の時期による新法、旧法の適用区分が明示されていないことから、公示日をもって新法、旧法の適用区分を明確化したものでございます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町税条例等の一部を改正する条例。

本別町税条例の一部改正。

第1条、本別町税条例、昭和29年条例第16号の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申し立て」を「審査請求」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第5項を同条第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

5項、法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で

定める割合は3分の2とする。

6項、法附則第15条第33項第1号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

7項、法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8項、法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

9項、法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第2条、本別町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、条例」を「、町税条例」に、「掲げる条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3項の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条の第1項」に改め、同条第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正。

第3条、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成28年条例第

5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更生に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附則。

施行期日。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中本別町税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第18号)附則第6条第7項の改正規定(「、条例」を「、町税条例」に、「掲げる条例」を「掲げる同条例」)に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)」を削る部分に限る。)は、平成29年1月1日から施行する。

以上、本別町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 最初のほうの関係なんですけど、1つは、独立行政法人労働者健康安全機構に該当するものが本別町にあるのかどうかというのが、まず第1点です。

それからその後、個人が設置する太陽光等のいわゆるエコというか何と言うんですか、そういう施設については固定資産税が軽減されるという中身だというふうに捉えましたけれども、本年の4月1日から施行するということですから、本年分の固定資産税の課税に関わるのかなというふうに思うのですが、その辺の試算というか、あれば伺いたいというふうに思います。

議長(方川一郎君) 千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 最初の御質問ですけれども、固定資産の非課税の施設、本町に該当あるかどうかということについては、これは該当ありません。

それと、次の御質問の再生可能エネルギーの関係ですけれども、これは電気事業者が行うもので、個人のものではありません。以上です。

議長(方川一郎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認を求める件(本別町税条例等の一部改正)についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号専決処分の承認を求める件(本別町税条例等の一部改正)については、報告のとおり承認されました。

日程第5 議案第38号

議長(方川一郎君) 日程第5 議案第38号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第38号本別町国民健康保険税条例等の一部改正について、提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の改正を受けて行うもので、改正の1点目は国保税の限度額を基礎分を52万円から54万円に、後期高齢者支援分を17万円から19万円に、それぞれ2万円引き上げるものでございます。

2点目は、均等割、平等割の軽減判定所得の引き上げによる対象世帯の拡大です。

5割軽減の判定所得については、現行が33万円プラス被保険者一人につき26万円を加算した金額を超えない世帯としておりましたが、この26万円の部分を26万5千円とし、5千円引き上げるものでございます。

また、2割軽減の判定所得については、現行が33万円プラス被保険者一人につき47万円を加算した金額を超えない世帯としておりましたが、この47万円の部分を48万円とし、1万円引き上げるものでございます。

今回の改正による影響額につきましては、現行の課税分を置き換えての試算となりますけれども、基礎分につきましては現行の限度額到達世帯が100世帯、このうち改正によりまして、改正による限度額到達世帯は93世帯、52万円超54万円未満に増額する世帯が7世帯で、193万8,772円の増。支援分では現行の限度額到達世帯が63世帯で、改正による限度額到達世帯は46世帯、17万円超19万円未満世帯の世帯、これが17世帯で109万3,967円の増。介護分は影響なしとなっております。

軽減判定所得の引き上げによる影響額は、5割軽減分が基礎分、後期高齢者支援分の均等割、平等割合わせて4世帯で6万6,000円、2割軽減分は介護分も含めまして15世帯で12万5,000円と試算しております。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「520,000円」を「540,000円」に改め、同条第3項ただし書中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第21条第1項中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改め、同項第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同項第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

適用区分。

2、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 予算では税率改正を行わず進めるということで、これは国が最高額等の改正を行ったことによるということの説明で、それはそれで納得はしましたけれども、1つ確認したい部分がある。ただいま説明いただいた、例えば17万円の限度額を19万円に改めるということは、負担がふえるということなのではないでしょうか。先ほど、それぞれ5割軽減とか2割軽減の金額を、それぞれ6万6,000円とか12万5,000円というふうに言われてたと思うのですが、その金額は5割軽減の方がふえて、その影響額がこの金額ですという意味なのかどうか、そこだけちょっと明確にしたいと思います。お願いします。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 軽減の分の話しですね。軽減の分は、今回判定所得を引き上げたことによって、先ほど言った世帯数、金額がその分ふえる、つまり拡大されたということになります。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第38号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員派遣の件

議長（方川一郎君） 日程第6 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

閉会宣告

議長（方川一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成28年第2回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前10時29分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 4 月 2 8 日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 大 住 啓 一

署名議員 藤 田 直 美